

コミュニティ助成事業で、公会堂用備品等を整備

滝の上町会では、公会堂用備品(折りたたみ式テーブル・イス、放送設備、照明器具、発電機等)を(一財)自治総合センターが実施している宝くじの助成金で整備しました。

この事業は、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源に実施しているコミュニティ助成事業で、地域の健全な発展を図る各種活動を支援するためのものです。



☎総務課

☎22-2251

12月の最終日曜窓口は、マイナンバーカード関連の手続きができません

令和6年12月の最終日曜窓口(12月22日)はマイナンバーカードを管理する全国統一システムがメンテナンスのため停止します。そのため、マイナンバーカードに関する全ての手続きができません。

手続きできないもの

マイナンバーカードの交付、電子証明書発行/更新、暗証番号再設定、マイナンバーカードを使った特例転入や住所変更等に伴うデータ書き換えなど

手続きご希望の方は、平日または第2・第4木曜日の夜間窓口をご利用ください。ご理解ご協力のほどよろしくお祈いします。

☎市民課☎22-5348

国民健康保険被保険者証の廃止について

国から示されたマイナンバーカードと保険証の一体化の方針に基づき、従来の紙の保険証は、令和6年12月2日で廃止され、以降の交付(紛失による再交付を含む)はできなくなります。

なお、令和6年12月1日までに交付された保険証は、住所や負担割合等に変更がない限り、有効期限(令和7年7月31日)まで引き続きお使いいただくことができます。

令和6年12月2日以降は、①マイナ保険証(健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード)をお持ちでない方には、従来の保険証と同じように医療機関を受診できる「資格確認書」を、②マイナ保険証をお持ちの方には、ご自身の資格情報を把握できる「資格情報のお知らせ」を交付します。

☎保険年金課☎25-5201

各総合支所市民福祉課 吉田☎72-6082

大滝☎55-0863 荒川☎54-2395

埼玉県社会福祉大会県知事表彰



ボランティア個人
新井 尚子氏
(下影森)

ボランティア個人
前久保 伸子氏
(東町)

ボランティア個人
山中 さよみ氏
(上宮地町)

ボランティア個人
守屋 恵美子氏

☎社会福祉課

☎25-5204



企業版ふるさと納税によるご寄付をいただきました

ご寄付をいただいた企業様をご紹介します。誠にありがとうございました。

豊富な地域資源を活用した新しいひとの流れをつくる事業のために

▶9月3日、医療法人社団創彩会から

☎総合政策課☎22-2823

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

国民年金保険料は、全額が所得税および住民税の社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

このため、令和6年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方へ、日本年金機構本部から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が10月下旬から11月上旬にかけて順次送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方については、翌年2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族宛てに送られた控除証明書を添付の上、申告してください。

☎ねんきん加入者ダイヤル

☎0570-003-004(ナビダイヤル)

秩父年金事務所☎27-6560

地域で子どもたちを見守りましょう！ ～子どもへの声掛け・見守りを願います～

青少年育成秩父市民会議では、76の青少年育成団体が、「あいさつ運動」や各団体の活動を通して、青少年健全育成に取り組んでいます。

全国各地で子どもが重大な犯罪に巻き込まれてしまう悲惨な事件が増えていますが、地域の大人たちの力でこのような事件から子どもたちを守りましょう。

○子どもたちの登下校時に「おはよう」「おかえり」などの声掛けをしましょう。

○子どもと「行き先を家族に伝える」「帰宅時間を守る」などの約束をしましょう。

また、埼玉県青少年健全育成条例では、次のことに努めるよう定められています。

○保護者等は23時から4時までの時間帯に青少年を外出させない。

○深夜営業の店舗等は、その時間帯に施設内・敷地内にいる青少年に帰宅を促す。

すでに市民の皆さんには、見守り隊や防犯パトロールなどでご尽力いただいておりますが、なお一層のご協力をお願いします。

11月は児童虐待防止推進月間 体罰は「やむを得ない」と思っていますか？

保護者がしつけのつもりで行った行為であっても、身体に何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為（罰）である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止されています。その行為は「しつけ」ではなく「虐待」となります。

これらはすべて体罰です

- ・何度も言葉で注意したけど言うことを聞かないので、頬をたたいた。
- ・大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた。
- ・宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった。

子どもの心を傷つける行為です

- ・子どもの前で配偶者やその他の家族に暴言や暴力を振るった。
- ・冗談のつもりで、「お前なんか生まれてこなければよかった」など、子どもの存在を否定するようなことを言った。
- ・やる気を出させるという口実で、きょうだいを引き合いにしてけなした。

11月は埼玉県の「いじめ撲滅強調月間」です。いじめ、絶対ダメ。

いじめられた子どもには心身に深刻な被害が生じることがあります。いじめは重大な人権侵害であり、決して許されることではありません。

いじめを受けていたり、いじめに気が付いたりしたら、一人で悩まずに相談・通報してください。大人の方もそのような心配があったら、ご相談ください。

○彩の国よりそうみんなの電話・メール教育相談

電話相談窓口（毎日24時間対応）

18歳以下の子ども専用（無料）

☎#7300、または☎0120-86-3192

保護者専用

☎048-556-0874

メール相談（平日の9時～17時）

✉soudan@spec.ed.jp

○子どもスマイルネット（毎日（祝日・年末年始を除く）10時30分～18時）

※いじめなど、子どもの権利侵害に関する悩みは、埼玉県子どもの権利擁護委員会が力になります。（面接相談は予約制）

☎048-822-7007

☎生涯学習課☎22-0420



体罰等が子どもに与える悪影響

体罰等が子どもの成長・発達に悪影響を与えることは科学的にも明らかになっています。

体罰等が繰り返されると次のようなりスクが高まります。

- ・親子関係の悪化
- ・精神的な問題の発生
- ・反社会的な行動の増加
- ・攻撃性の増加

○「子育ての悩み」相談してみませんか

相談は下記にご連絡ください。

◆児童相談所相談専用ダイヤル

☎0120-189-783

◆家庭児童相談室（子育て支援課）

☎26-6535

◆秩父市子育て支援センター☎24-1712

○「児童虐待かも？」と思ったら

下記へご連絡ください。連絡者の秘密は守ります。

◆児童相談所虐待対応ダイヤル

☎189（24時間・365日）

◆熊谷児童相談所☎048-521-4152

◆市役所子育て支援課☎26-6535

各総合支所市民福祉課 吉田☎77-1111

大滝☎55-0101 荒川☎54-2111

皆様のご意見をお寄せください！ ～秩父市パブリックコメント手続き～ 「秩父市こども計画（案）」

すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送り、健やかに成長できる社会の実現を目指し、こども・若者育成支援等の施策を統合した計画（5年間）を策定します。

公表期間・意見募集期間

11月22日(金)～12月21日(土)

公表方法

- ・市HPへ掲載
- ・子育て支援課、市役所本庁舎1階「情報提供コーナー」、吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課で閲覧

意見の提出方法

- ・子育て支援課、各総合支所へ文書で提出
- ・郵送（〒368-0016 阿保町9-28）・FAX・☒で提出
- ・何でも投書箱へ投函

☎子育て支援課 ☎26-6535

FAX 26-6307

☒kosodate@city.chichibu.lg.jp

令和6年11月から児童扶養手当の制度が改正されます！

令和6年11月（令和7年1月支給分）から児童扶養手当の制度が改正されます。改正点は主に次の2点です。

1. 請求者本人に係る所得制限限度額を引き上げます。
2. 第3子以降の加算額を第2子と同額に引き上げます。

既に手当の受給を受けている方については、ご提出いただいた現況届の審査において、改正後の基準に基づいた手当額の計算を行います。

現在、所得が限度額を超えている等の理由で手当の認定を受けていない方についても、認定請求をしていただくことで手当が支給される場合があります。お気軽に窓口へ

ご相談ください。

☎保育こども課

☎25-5206



秩父地域の食習慣を調査しました

ちちぶ医療協議会では、平成25年から特定保健指導対象者や血糖値が高い方などを対象に秩父地域の食習慣を調査し、保健指導などに活用しています。

秩父地域の食習慣の特徴として、うどん・そば・ラーメンなどの麺類やみそ汁等の汁物、漬物・煮物などによる塩分摂取が多い傾向がみられます。

習慣的に飲酒している方は、夕食で主食は食べずに酒とつまみのみを食べる場合も多く、このような食習慣は塩分摂取量が多くなります。

また、料理や食品中に含まれる「目に見えない塩分」も問題となっているため、栄養成分表示を確認し、塩分量を意識することが重要です。

埼玉県の中で秩父地域は高血圧の方が多くなっており、要因の1つに塩分が多い食習慣があると考えられます。

QRコードから見られる「塩分チェック表・減塩リーフレット」で日頃どのくらい塩分を取っているのか確認し、減塩を心掛けましょう。

【減塩のポイント】

- ①かつお節や昆布などのだしを用いる
- ②汁物は具たくさんで作る
- ③麺類の汁は飲み干さずに残す

☎ちちぶ医療協議会事務局

（地域医療対策課）

☎22-2279



～子育て学校給食支援事業～ 学校給食費補助金の申請が始まります

秩父市立学校以外の小・中学校または特別支援学校小・中学部に在籍しているお子さんの保護者に対し、学校給食費の一部を補助します。

対象 令和6年4月1日から令和7年3月31日（12か月分）の学校給食費

申請方法 10月下旬に対象となる保護者へ申請書類一式を送付しました。必要事項を記入し、提出期限までにご提出ください。

提出期限 12月13日(金)

※対象となる保護者で、申請書が届いていない場合はご連絡ください。

※秩父市立学校に在籍しているお子さんについては、補助額分の減額を実施しています（一部保護者は除く）。

※ご不明な点はお問い合わせください。

☎保健給食課 ☎22-2443



市政情報発信中！ぜひご覧ください



☎（一社）秩父地域おもてなし観光公社

☎26-6260



第75回

全国植樹祭

埼玉
2025

人・森・川 つなげ未来へ 彩の国

第75回全国植樹祭 県内一般参加者を公募します

埼玉県では、令和7年5月25日(日)に開催日が決定した第75回全国植樹祭の県内一般参加者の公募を行います。

参加内容 主会場である秩父ミュージックパークで行われる記念植樹・式典行事への出席

募集人数 約460人(抽選)

募集期間 11月18日(月)~12月20日(金)

●応募方法等、詳しくは第75回全国植樹祭公式HPをご確認ください。

問第75回全国植樹祭埼玉県実行委員会事務局(県全国植樹祭推進課)

☎048-830-4326



第75回全国植樹祭公式HP

NEWS



式典会場イメージ図(画像提供:埼玉県)

野外焼却(野焼き)は法律で禁止されています!

野外焼却(野焼き)は廃棄物の処理及び清掃に関する法律や埼玉県生活環境保全条例および秩父市環境保全条例により、一部の例外を除いて原則禁止されています。

※例外行為であっても、周辺環境へ著しく悪影響を及ぼすものについては、指導を行う場合があります。

野外焼却(野焼き)の苦情が絶えません!

市には、野外焼却(野焼き)による苦情が多く寄せられています。

ドラム缶やブロックを使用した家庭用簡易焼却炉で燃やしたり、地面に穴を掘って燃やしたりすることは不法焼却に該当します。ごみを燃やすと、悪臭や煙による近隣住民とのトラブルだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、人の健康に影響を及ぼしたり、火災につながるおそれもあります。

罰則

野外焼却(野焼き)禁止に違反した場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第15号の規定により、5年以下の懲役、もしくは一千万円以下の罰金、又は両方が科せられます。

クマに注意! 目撃したら、連絡してください

生活衛生課 ☎25-5202

各総合支所地域振興課

吉田 ☎72-6083 / 大滝 ☎55-0861 /

荒川 ☎54-2114

※土日・祝日は、☎22-2211(市役所警備員室)

秩父警察署 ☎24-0110

●家庭用簡易焼却炉の無料回収

対象

ブロック積簡易焼却炉および金属製簡易焼却炉

回収条件

所有者が焼却炉を分解し、2トン車が進入できる場所まで搬出すること(申込者には、回収日程等をお知らせします)

問生活衛生課 ☎25-5202

各総合支所地域振興課

吉田 ☎72-6083

大滝 ☎55-0861

荒川 ☎54-2114



無料実験バスを運行中! 乗って、ぜひご意見を!



市では大滝地域において、住民などの生活の重要な移動手段として、公共交通の維持・確保に取り組んでいます。

11月1日から令和7年1月31日まで(平日のみ)、公共交通の新しい運行形態の利用需要等を確認するため、実証実験バスを運行しています。

買い物や通院などでお出掛けの際、実証実験バス(無料)に乗って、ぜひご意見をお聞かせください。

実証実験バスに関する詳細は、市HPをご参照ください。

問市民生活課

☎26-1133



ご存じですか?埼玉県思いやり駐車場制度

埼玉県思いやり駐車場制度とは

障がいのある方や要介護状態の方、妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」および「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。



利用証の種類と対象者

種類 (色)	対象者	申請に必要な書類等	問い合わせ窓口
車椅子使用者用 (青)	車椅子使用者	身体障害者手帳、介護保険被保険者証、または、医師の診断書等および身分証明書	障がい者福祉課 ☎27-7331 FAX27-7336
その他障害者、高齢者等用 (緑)	身体障害者 ^(*) 知的障害者 ^(*) 精神障害者 ^(*) 難病患者	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 特定疾病医療受給者証等	
	高齢者等 (要介護度1以上)	介護保険被保険者証	高齢者介護課 ☎25-5205 FAX27-7336
妊産婦、けが人等用 (オレンジ)	妊産婦 (妊娠7か月から産後1年まで)	母子健康手帳	保健センター ☎22-0648 FAX22-5338
	けが人等	医師の診断書等および身分証明書	障がい者福祉課

(*)：障害区分、等級により対象者が異なりますので、詳細はお問い合わせください。

交付申請の方法

上記問い合わせ窓口のほか、埼玉県福祉政策課で電子申請、郵送申請を受け付けます。

消費生活センターからのお知らせ

石油ストーブ等を安全快適に使いましょう

石油ストーブや石油ファンヒーター(以下、石油ストーブ等)を使う季節になりました。

(独)製品評価技術基盤機構(NITE)が配信したメールマガジンでは、石油ストーブ等の事故について詳しく解説しています。今回は、メールマガジンの内容に沿って石油ストーブ等の安全管理についてご紹介します。

NITEによると、石油ストーブ等の事故は毎年11月ごろから多く発生しており、事故の事例は次のようになっています。

- ① 手入れ不足による異常燃焼や堆積物への引火
- ② ずれた燃焼筒による異常燃焼
- ③ ガソリンの誤給油
- ④ 給油口ふたの閉め忘れ及び締め付け不良などによりこぼれた灯油に引火
- ⑤ 可燃物の近接

- ① これらを防ぐためのチェックポイントは次のとおりです。
- ② ほこりがたまっていたら掃除する。
- ③ 耐震自動消火装置の状態を確認する。

燃焼筒の取り付け状態を確認する。(石油ストーブの場合)

- ③ 燃料は新しい灯油を入れる。ガソリンは別の場所での保管するなど、誤給油を防ぐための対策を徹底する。
- ④ 給油後は、給油口ふたをしつかりと閉め、灯油がこぼれないことを確認してから本体にセットする。

安全機能で給油口ふたが閉まっていることを確認する。

- ⑤ 周囲の物や天井、壁などと十分な距離を確保する。

高齢者の事故が特に多く発生しています。正しい使い方を確認するとともに、周囲の方は見守りをお願いします。

NITEでは、インターネットの動画を使ってわかりやすく啓発を行っています。記載のQRコードからぜひご覧ください。

メールマガジン出典元
令和5年11月14日 PSマガジンVOL.440 NITE配信



石油ストーブ
15. 火災を防ぐ5つのチェックポイント

秩父市消費生活センター
毎週月～金曜日(祝日はお休み)
9時～12時、13時～16時
☎25-15200